

東北地方太平洋沖地震（激甚災害）で被災された世帯の在学学生に対する学費減免措置（要項）

関西学院大学では、東北地方太平洋沖地震（激甚災害に指定）により災害救助法適用地域で被災された世帯の在学学生に対する経済支援を図る為、2011年度春学期学費の減免措置を行うこととなりました。

つきましては、下記内容を確認の上手続を行ってください。

対象者

東北地方太平洋沖地震により災害救助法適用地域で被災された世帯の在学学生（正規の学部生、大学院生）で以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 被災地に居住する家計支持者が亡くなられた方
（ただし、出張等の事由により、家計支持者が被災地において災害に起因する事由で死亡した場合を含む）
- ② 家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）および滅失した方
- ③ 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方
（ただし、出張等の事由により、家計支持者が被災地において災害に起因する事由で負傷した場合を含む）
- ④ その他
※災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している場合（福島第一原子力発電所事故を含む）についてもご相談ください。

学費の減免措置

2011年度春学期学費の全額免除 ※納入後の場合でもご相談ください。

提出書類

- ① 本人の申請書（被災者学費・授業料減免措置申請書（在学学生用））
 - ② 被災状況証明書等
 - ・「死亡診断書」（対象者－①の場合）
 - ・「市町村が発行する罹災証明書」（対象者－②の場合）
 - ・「家屋の損壊状況が証明できる書類」（対象者－②の場合）
 - ・「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」（対象者－③の場合）
- ※上記のほか、半壊の場合は「取り壊し申込書」もあわせて提出ください。

提出期間

即日～2011年6月30日（木）

※なお、期間経過後でも対象者については下記窓口へご相談ください。

■事務取扱時間→平日8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日8:50～12:20

※但し、次の期間は閉室しております。

日曜・祝日（授業実施日は開室）

書類提出先

学生課事務室

※神戸三田・大阪梅田・西宮聖和キャンパスの学生は各所属学部・研究科担当窓口まで提出してください。

審査・通知

申請受理後、大学で審査を行います。

審査結果については採否にかかわらず必ず通知致します。

採否決定後、掲示等で呼び出しを行いますので、必ず学生課までお越しください。

本件において、ご不明点等あれば学生課（0798-54-6113）までお問い合わせください。